

南国市GIGAスクール端末

利用手引き

【家庭用】



南国市 PR キャラクター シャモ番長

令和5年4月1日
南国市教育委員会

【目 次】

1	端末の利用について-----	1
2	貸与物品、機種について-----	2
	(1) 貸与物品一覧	
	(2) 端末（Chromebook）の特徴	
3	端末の使い方-----	2
	(1) 端末の起動のしかた	
	(2) ログインのしかた	
4	端末使用上の注意-----	3
	(1) 端末の取扱について	
	(2) アカウントについて	
	(3) 禁止事項-----	4
	(4) 機能等制限事項-----	5
5	端末の破損、汚損、故障、紛失等時の対応について-----	6
	(1) 破損、汚損等の時	
	(2) 紛失、盗難等の時	
	(3) 故障と思われる時	
	貸与物品紛失等届出書-----	7
6	端末を使うときの約束-----	8
	★ご家庭等での利用時の注意点について-----	9
7	その他 授業配信に関する同意書について -----	9



1 端末の利用について

南国市では、コロナ禍においても子どもたちが安定した学校生活を送りながら、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を身につけるために、ICTを活用した学習活動の充実による一人ひとりの多様性に応じた個別支援や、厳しい環境にある子どもたちへの支援などの一層の充実・強化を図っています。

文部科学省のGIGAスクール構想を受け、小中学校の全児童生徒に端末が整備され、令和3年4月から「GIGAスクール元年」ともいうべき一人一台端末環境下での学びが本格的にスタートしました。

端末や効果的なクラウドサービスを活用して、協働的な学びのある授業を児童生徒に提供するとともに、児童生徒の強みをのばし、つまずきをサポートする個別最適な学びの充実を図っていくものです。

しかしながら、情報機器はもろ刃の剣でもあります。使い方を誤れば自分が被害者や加害者になってしまうこともあります。ましてや他人を誹謗中傷する道具として利用したり、法律に抵触する行為を行ったりすることは絶対に慎まなければなりません。

毎年のように新しい情報機器等が登場しますが、便利に使いこなすことで社会が発展していきます。間違ってもSNS※¹等で他人を攻撃してはいけませんし、詐欺まがいの道具に使用するものでもありません。SNS等は多くの人とつながり、視野を広げるために有益に使っていくべきものです。

学習という目的に沿って端末を利用し、無用な危険に陥らないために、本手引きに利用のルールや制限事項を示しました。

ご覧いただいたうえで、学習に活用していくよう、お子さんへのご指導をよろしくお願いします。

※1 SNSとは、FacebookやLINE、Twitter等のソーシャルネットワークサービス

2 貸与物品、機種について

(1) 貸与物品一覧

□本体

□ACアダプター：原則長期休業のみを基本とする（家庭に無い場合のみ）

(2) 端末（Chromebook）の特徴

ア Chromebook（NEC Chromebook Y2）は、画面がシンプルでかつ見やすく、キーボードによる操作だけでなくタッチパネルによる操作も可能です。動作も安定しています。

学校内や課外授業での利用を考慮した堅牢性が確保されており、米国防総省が定める調達基準準拠のテストをクリアするとともに、JIS規格の机の高さとなる76cm落下試験、面耐圧150kgfクラスの加圧試験も実施されているものです。また、防滴設計のキーボードとタッチパッドの採用など、授業等にも安心して使える耐久性を備えているものとされています。

※上記テストは、無破損・無故障を保証するものではありません。

イ 端末自体にデータを保存せず、ほとんどの処理をクラウド上で行うため、端末には個人のデータ自体は基本保存されません。

ウ 写真データなど、端末内に保存される場合もありますが、端末よりアカウントを削除すると、端末内に保存されたすべてのデータは削除されます。

エ 端末を紛失した場合でも、ログイン（ID・パスワードが必要）されない限り情報が漏れることはありません。

オ アップデートについて

アップデートは自動で行われ、常に最新の状態を保つようになっています。

3 端末の使い方

(1) 端末の起動のしかた

端末（カバー）を開くと自動的に起動します。起動しなかった場合は、電源のスイッチ（端末本体左側面の一番奥）を押してください。（使用を止めるときは、カバーを閉じるだけ）

(2) ログインのしかた

端末のユーザー名（ID）を確認の上、パスワードを入力しログインします。【ユーザーID・パスワードは各家庭に『アカウント通知書』としてお渡ししています。紛失しないように】

4 端末使用上の注意

(1) 端末の取扱について

ア 同意書への同意

学校より配られる「学校及び家庭での使用における端末の貸与、ソフトウェアの利用、個人情報の取り扱い等に関する同意書（別紙）」に同意することを条件として端末を貸与し、授業や持ち帰っての学習に活用できます。

イ 返却について

端末は、南国市教育委員会の備品であり、卒業時に学校へ返却することとなっています。

ウ 校外への持ち出し等について

災害時や臨時休業時だけでなく、校外学習時や平時の持ち帰り等、学校が許可した場合は持ち出すことがあります。

エ 破損、汚損、故障、紛失、盗難等について

万一破損、汚損、故障、紛失、盗難等が発生した場合には、P.6の「端末の破損、汚損、故障及び紛失等時の対応について」をご参照のうえ、すぐに担任へ報告してください。また破損、汚損、故障した場合は、ご家庭での修理又は一般の修理事業者への修理の依頼等はせず、学校に連絡してください。

【詳細】

- ・P.6『5 端末の破損、汚損、故障及び紛失等時の対応について』をご覧ください。

(2) アカウントについて

ア 取扱の注意

ID・パスワードを他人に知られると個人の情報が見られてしまいますので、絶対に他人に知られることのないよう、細心の注意を払ってください。

イ パスワードの変更

児童・生徒、保護者等によるパスワードの変更はできません。パスワードを忘れた場合には再発行となりますので、速やかに担任に申し出てください。本校担当にて本人確認の上、新たなパスワードを発行します。

(3) 禁止事項

ア 学習目的以外の利用

端末は学習の道具として利用するためのものであるため、授業や家庭での学習以外の目的での利用はしないでください。

イ 乱暴に扱う行為

端末は精密機械であり、破損したり故障したりする場合がありますので、乱暴な扱いをしないでください。

ウ 個人情報の不適切な利用

学校が許可した場合を除き、自分及び他人の個人情報（名前、住所等）及び画像・音声・動画（他人の所有物等を記録したのものも含む。）等を、本人の同意にかかわらず作成、所持、送信、公開等は絶対に行わないでください。

エ オンライン授業時の録画等

他の機器で、オンライン授業の様子を動画で保存したり画像を保存したりしないでください。

オ 他人のIDの不正利用

勝手に他人のID、パスワードを利用しないでください。

※ 他人のID及びパスワードでログインすると記録が残ります。

※ 学校で配布されたアカウント以外の私用アカウント等でのログインはできません。

※ 保護者が児童生徒のアカウントを使用することも、認められていません。

カ 端末等に貼付されているテープの汚損等

児童・生徒全員が同一機種を使用しますので、テープに書いてある番号（NANKOKU（4桁数字））で端末を管理しています。テープをはがさないでください。

※はがれた場合、速やかに学校へ連絡をください。

キ 私物の機器との接続

端末を私物のパソコンやその他私物の機器等に接続、同期等しないでください。

ク 他人の端末

本人の許可なく他人の端末に触れないでください。

ケ 端末の売却等の禁止

端末を第三者に売却、譲渡、転貸し、又は担保に供しないでください。



(4) 機能等制限事項

ア 学習目的以外のサイトへのアクセス

学習目的以外のサイト（インターネットショッピングやSNS等）へのアクセスや、有害なサイト（暴力、違法薬物、ギャンブル、ポルノ等）へのアクセスについては、フィルタリング機能により、基本的には制限されています。しかし、完全にフィルタリングをかけられるものではありません。

※ アクセス履歴は全て記録されており、学習目的以外のサイトへのアクセスを頻繁に繰り返している等の悪質な利用が判明した場合は、利用停止等の措置をとることがあります。

イ 電子メール

電子（WEB）メールは使用できません。

※その他のサービス（Meet等）の「作成」「使用」「閲覧」については、別紙「Google Workspaceアプリケーション使用範囲一覧」参照

ウ アプリケーションのインストール

個人でアプリケーションをインストールすることはできません。

エ フィルタリングソフトウェアのアンインストール

クラウド対応のフィルタリングソフトウェアを端末に導入しており、有害サイト等をブロックしています。同ソフトウェアを端末から削除することはできません。



5 端末の破損、汚損、故障及び紛失等時の対応について

貸与端末は学校の備品であり、児童生徒の学びを確保するためにも、故意でない場合の故障・破損は、南国市で修繕等対応していきます。

そのため、経年劣化を含む端末に起因する不具合と思われることも含めて、速やかに学級担任に状況を連絡するとともに、P.7「貸与物品（端末・ルーター）紛失等届出書」を担任に提出し、状況確認を受けてください。

また、併せて当該貸与端末を学校に速やかに返却してください。ご家庭での修理又は一般の修理事業者への修理の依頼等はしないでください。

※貸与物品（端末・ルーター）紛失等届出書：連絡をいただき、必要が生じた際に、各校より用紙をお渡しします。

<対応について>

(1) 社会通念上、保険の対象にならない場合は、修理等の費用を請求する場合があります。

【例】

①故意による破損・故障

②紛失（盗難は含まれない）

※ただし、盗難の場合は、警察への盗難届の提出が必要

※例えば落として、端末の角がかけてしまった場合。

⇒電源が入り使用上何ら問題ない場合は、そのまま使い続けていただくという判断をさせていただく場合もあります。

(2) 故障等起きた場合

○学校が該当児童生徒に、状況等を確認します。

※持ち帰り時に起きた場合は、児童生徒及び保護者に、学校が確認をさせていただきます。

学校で起きた場合は、該当児童生徒との確認後、保護者にも把握したことや指導したことについて、学校から連絡いたします。

P.8の『6 端末を使うときの約束』で、学校は端末利用開始時において、全児童生徒に学級指導を行っています。

また、教員も、自身の使い方も児童生徒に見せながら大切に使うことの指導も継続して行っています。

ご家庭でも、普段の頑張りを見ていただく中で、使い方などについて、児童生徒と話し合う機会をもってください。

第4号様式（第12条関係）

貸与物品（端末・ルーター）紛失等届出書

区 分 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 盗難
学 校 名	南国市立 学校 年 組
ふりがな 児童生徒氏名	
ふりがな 保護者氏名	
電話番号	
該当機器 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> ルーター本体 (No.) <input type="checkbox"/> 充電コード <input type="checkbox"/> 端末 (NANKOKU)
破損紛失等年月日	令和 年 月 日
理由及びその状況、並びに今後の対応（できるだけ詳細に記載すること）	
上記のとおり、届出ます。 <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> 南国市教育長 様 <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">児童生徒氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 _____</p>	

※押印は不要。「保護者氏名欄」には、同居の保護者全員のサインをお願いします。

○盗難の場合は、警察に届け出たことを証する書面の写しを提出してください。

6 端末を使うときの約束（毎年年度初めを中心に、学級指導している内容です）

児童生徒・保護者の皆様へ

南国市教育委員会

○Chromebook（クロームブック）等を正しく活用するために。

【教育委員会から、みなさんに対するお願い】

- ①これからの社会がどんなに変化し、予測困難な社会になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してもらいたい。そして、明るい未来を、共に創ってもらいたい。
- ②①をかなえるためには、コンピュータの使い方に慣れるだけでなく、コンピュータの良さを生かして見通しをもって、粘り強く取り組む力を身に付けたり、周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想をしたりしていく力を付けることが大切です。

コンピュータは、みなさんの学びをよりよくしてくれるものです。誰かをいやな思いにさせたり、悲しませたりすることがないようにしてください。自分も友達も高め合えるようルールを守ってください。

【コンピュータについて】

- ①コンピュータは、借りている物です。卒業したら、次の1年生が使います。
- ②借りているコンピュータは、責任をもって大切に使うてください。
- ③自分のコンピュータを、いつも使います。人のコンピュータは使いません。
- ④使用については必ず先生の指示に従ってください。指示に従えない場合は、コンピュータは使えません。

【アカウントについて】

- ①アカウントとは、コンピュータやネット上のいろいろなサービスを使うための大切な「鍵」です。
- ②絶対に、自分のアカウントを人に教えないでください。（知られないように）
- ③先生からもらった「アカウント通知書」は高校卒業まで使いますので、絶対になくさないでください。（家庭保管）

【使い方について】

- ①自分のコンピュータは、自分で授業に備えて充電をしてください。
- ②コンピュータだけを使うわけではありません。今までどおり、ノートにも大切なことはしっかりと書きましょう。
- ③コンピュータは、学習のための用具です。学習に関係のないゲームや動画の視聴等に使用しません。（必ず先生の指示に従ってください。）
- ④勝手に人の写真・動画を撮らない。

【アプリ等について】

- ①勝手にアプリをダウンロード・インストールはしません。（できません）
- ②みなさんがどのようにコンピュータをつかったかが分かるよう、記録がとられています。
- ③コンピュータが壊れたり、アカウント通知書が無くなったりした場合は、すぐに先生に伝えてください。
※ネット上のやり取りログ（記録）は、全て記録されています。

正しく安全に、役に立つ使い方を！！

上のこと以外にも、それぞれの学校のルールがあります。

★ご家庭等での利用時の注意点について

- (1) 水濡れや熱（日光・暖房器具等）、外からの衝撃に注意してください。雨の日の登下校中では、ビニル袋に入れて運ぶなど配慮をお願いします。
- (2) 利用・保管について、身の回りの場所を整理整頓・確保したうえで、丁寧に扱ってください。
- (3) お子さんが使っている端末に故障等ないかどうか、頑張っている姿とともに、日頃から気にかけて見てあげてください。
- (4) 紛失や盗難に注意してください。
- (5) 長時間の利用にならないよう、利用時間等、保護者の方と一緒にご家庭で確認してください。
- (6) 睡眠不足等、健康面にも注意してください。

7 その他 授業配信に関する同意書について

新型コロナウイルス感染症対策や、その他の理由により、家庭にて授業ライブ配信を希望される場合は、別紙「授業ライブ配信に関する同意書」の提出が必要です。また、学校と「確認事項」や「学校からのお願い」を了解された場合のみ「授業ライブ配信」を行います。

希望される場合は、別紙「授業ライブ配信に関する同意書」を学級担任等にお渡しください。

また、個人情報に関わるトラブルが発生しないよう、家庭でもご指導よろしくをお願いします。

